

運転免許証等の自主返納の申請をする方（運転経歴証明書等の交付は希望しない方）

■ 自主返納ができる方

- ・現住所が広島県内にあり、運転免許証等が有効期限内の方
- ・運転免許の停止や取消などの行政処分の対象となっていない方

※ 停止及び取消には違反・事故によるものだけではなく、病気を理由とするものも含まれます。

※ 有効期限を過ぎ、失効した運転免許証では自主返納の手続きはできませんが、失効した運転免許証は返納しなければなりませんので、警察署や免許センターにご持参ください。

■ 申請場所

- 広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1階 10番窓口
- 広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1階 3番窓口
- 県内の各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■ 受付日時

○各運転免許センター

- ・月曜日～金曜日 8時30分～12時00分/13時00分～16時00分
- ・日曜日 14時00分～15時30分 ※ 免許証を紛失している方はできません。

○各警察署と上記の分庁舎・交番

- ・月曜日～金曜日 9時00分～12時00分/13時00分～16時00分

※ いずれも休日および12月29日～1月3日の間を除きます。

■ 手数料

無料

■ 必要なもの（本人による申請の場合）

- ・運転免許証又はマイナ免許証（いずれもお持ちの方は両方）

■ 必要なもの（代理人による申請の場合）

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、ご家族等の代理人による申請を行うことができます。

① 本人の運転免許証又はマイナ免許証（いずれもお持ちの方は両方）

② 運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口にあります。

また、このホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf>

③ 申請者と代理人の関係を確認できる書類

○代理人が親族の場合

- ・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

○代理人が成年後見人の場合

- ・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）
- ・後見に関する登記事項証明書

④ 申請者本人の写真（免許証紛失等で本人確認ができない場合）

■ 自主返納された方への支援

運転免許証を自主返納された方を対象に、自治体による支援やタクシーなどの運賃割引制度があります。詳しくはこちら↓

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/menkyo-jisyuhennou-sien.html>

■ 留意事項

- ・交通違反や病気を理由として免許取消しとなった方は、自主返納することができません。
- ・自主返納を行うと、自動車等の運転ができなくなります。
- ・自主返納した運転免許は元に戻すことができません。
- ・自主返納後に運転免許を再取得する場合、学科・技能試験は免除されません。
- ・返納される運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。

- ・免許証を紛失している方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード等）もお持ちください。
- ・運転経歴証明書は、運転免許証の自主返納をした日から5年以内であれば、後日でも各運転免許センター又は各警察署で交付申請を行うことができます。

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12月29日～1月3日の間を除きます。